

タッチパネル式デジタルサイネージ設置仕様書

1 運営の条件

(1) 契約内容及び契約期間

ア 契約内容は、タッチパネル式デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）の運営に関する一切の業務とし、タッチパネル式デジタルサイネージ事業者（以下「事業者」という。）との契約とする。

イ 設置期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。なお、この期間にはデジタルサイネージの撤去等に要する期間は含むが、デジタルサイネージの設置等に要する期間（以下「準備期間」という。）については含まないものとする。

(2) 運用開始日

運用開始日は、令和8年4月1日とする。

(3) 放映時間

デジタルサイネージの放映時間は、平日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）に定める休日以外の日をいう。以下同じ。）午前8時30分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時）までとし、休日は市の休日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）に定める休日の日をいう。以下同じ。）とする。

ただし、協議の上、時間を変更することができる。

(4) 広告媒体等

ア デジタルサイネージ（付随する設備を含む。以下同じ。）の製作、設置、運用管理、撤去等に係る一切の費用は事業者の負担とする。

イ デジタルサイネージの行政情報を導入したタブレット型ノートパソコン（以下、「タブレット」という。）を2台用意すること。また、市の必要に応じて、デジタルサイネージの内容変更を行うこと。

ウ タブレットは、機器の使用に必要なソフトウェア及びデータ通信サービスを含むこと。5G対応エリアでは5Gの通信を可能とし、可能でないエリアでは4G/LTE回線が使用できるものとする。（1台あたり約3GB/月の通信量）

エ 鋭利な突起物等がない安全に配慮したものであること。

オ 転倒や転落が発生しないよう確実に固定できるものであること。

カ 電力を使用するものにあつては、電源の開閉をタイマーその他の機器により自動制御することができるものであること（電力を使用することができる時間帯は、8時30分から17時15分（木曜日にあつては、19時）までとし、デジタルサイネージが消費する電力に係る料金は、事業者が負担すること。）。

(5) 広告内容等

ア 広告主の選定及び広告内容等については、別添の「和歌山市広告掲載等に関する要綱」を遵守すること。

イ デジタルサイネージの広告については、音声の発する機材の設置は認めない。

ウ デジタルサイネージには、市政情報や庁舎案内など各種情報を含むこと。

庁舎案内には、施設内のルート案内機能を備え、各課業務の概要を含めること。

2 使用の条件

(1) 使用許可

ア デジタルサイネージ設置場所等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可とし、使用許可期間は1年間で毎年申請すること。

イ 行政財産の使用許可は、放映開始日の1月前までに「行政財産使用許可申請書」により申請すること。また、準備期間中についても使用許可の申請が必要となるため注意すること。

(2) 使用許可物件に係る使用料

使用許可を受けた物件（以下「使用許可物件」という。）については、行政財産の使用許可に関する使用料条例（昭和39年条例第27号）に基づく使用料を、市が発行する納入通知書により納めること。

使用許可物件	積算単価	使用料
デジタルサイネージ	4,400円/㎡	表示面積による

※1 使用料は、令和7年度の積算単価を基礎としたもので、毎年度の見直しにより変更となる場合があります。（上記積算単価は、小数点以下を表示していません。）

(3) 電気料金

使用許可期間中にデジタルサイネージで使用した電気料金は、庁舎管理負担金として、前年度の電気料金の決算額を基に算出し、年度末に、市が発行する納入通知書により納付すること。

※庁舎管理負担金は、毎年度の決算額により変動する。

(4) 事業者の義務

ア 事業者は、使用許可物件を広告以外の用途に供しないこと。

イ 市が使用許可物件の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守すること。

ウ 事業者は、デジタルサイネージの運営に当たっては、市の業務に支障を来さないよう、十分に配慮すること。

(5) 使用許可の取消し又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができます。

ア 事業者が使用許可の条件に違反したとき。

イ 事業者が事業の条件に違反したとき。

ウ 事業者が応募者の資格を失ったとき。

エ 市において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするとき。

(6) 原状回復

ア 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了するときは、事業者は、自己の負担で、市の指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還すること。ただし、市が特に承認したときは、この限りではない。

イ 事業者がアの期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払を事業者に請求することができる。この場合において事業者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(7) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰すべき理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として、市に支

払わなければならないものとする。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

イ 事業者は、使用許可物件の使用に当たり市又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。

(8) 許可の取消しによる損失の取扱い

ア (5)の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより事業者に損失が生じても、市はその損失を補償しない。また、事業者は市に対し一切の補償の請求は行わないこと。

イ 使用許可が取り消された場合において、事業者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこと。

(9) 法令の遵守

使用許可物件の使用に当たっては、関係法令及び本要項、契約書に定めるもののほか、市の関係条例、規則等を遵守すること。

3 設備等の条件

(1) 市設置設備

ア 市が設置する設備は次のとおり。

(ア) 本庁舎1階

電源	既存コンセント（単相100V）を使用
----	--------------------

(2) デジタルサイネージの設置工事等

ア デジタルサイネージの搬入は本庁舎西口等を活用し、事業者自らが設置すること。

イ デジタルサイネージに必要な電気設備やその他の設備機器等については、事業者が自ら設置・管理すること。

ウ 設置工事については、事前に書面により市と設計及び施工の協議を行い、使用許可申請後、許可を受けてから行うものとする。

(3) 設備の管理

ア 事業者は、使用許可物件に係る防犯・防災対策を自ら行うこととする。

イ 事業者は、使用許可物件に係る清掃等を自ら行うこととする。事業者の負担とする。

ウ 事業者に対し、市がデジタルサイネージの管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

(4) その他

ア 施設設備等の更新、その他、原型を変更する行為をしようとするときは、事業者の費用負担により実施するものとし、事前に書面により市と協議を行い、承認を受けてから行うものとする。

イ 準備期間中及び契約期間中の工事については、事業者の責任で安全管理に万全を期すこと。